

第 13 編 港 湾 ・ 漁 港 編

第1章 航路、泊地、船だまり

第1節 適 用

1. 適用工種

本章は、港湾・漁港漁場関係工事（航路、泊地、船だまり）における浚渫工、土捨工、埋立工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第 4 編港湾・漁港工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成 19 年 7 月)

国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

(国土交通省港湾局—平成 29 年 43 月)

(公社) 全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 (2015 年版)

島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書

第3節 浚 渫 工

13-1-3-1 一般事項

本節は、浚渫工としてポンプ浚渫工、グラブ浚渫工、硬土盤浚渫工、岩盤浚渫工、バックホウ浚渫工、その他これらに類する工種について定める。

13-1-3-2 ポンプ浚渫工

1. ポンプ浚渫

ポンプ浚渫の施工については、第 4 編 4-5-3-2、1. ポンプ浚渫、グラブ浚渫工、硬土盤浚渫工、岩盤浚渫工、バックホウ浚渫工の規定による。

2. 排砂管設備

排砂管設備の施工については、第 4 編 4-5-3-2、2. 排砂管設備、土運船運搬の規定による。

13-1-3-3 グラブ浚渫工

1. グラブ浚渫

グラブ浚渫の施工については、第 4 編 4-5-3-2、1. ポンプ浚渫、グラブ浚渫、硬土盤浚渫工、岩盤浚渫工、バックホウ浚渫工の規定による。

2. 土運船運搬

土運船運搬の施工については、第 4 編 4-5-3-2、2. 排砂管設備、土運船運搬の規定による。

13-1-3-4 硬土盤浚渫工

1. 硬土盤浚渫

硬土盤浚渫の施工については、第 4 編 4-5-3-2、1. ポンプ浚渫、グラブ浚渫、硬土盤浚渫、岩盤浚渫工、バックホウ浚渫工の規定による。

2. 土運船運搬

土運船運搬の施工については、第 4 編 4-5-3-2、2. 排砂管設備、土運船運搬の規定による。

13-1-3-5 岩盤浚渫工

1. 砕岩浚渫

砕岩浚渫の施工については、第 4 編 4-5-3-2、1. ポンプ浚渫、グラブ浚渫工、硬土盤浚渫工、岩盤浚渫工、バックホウ浚渫工の規定による。

2. 土運船運搬

土運船運搬の施工については、第4編4-5-3-2、2. 排砂管設備、土運船運搬の規定による。

13-1-3-6 バックホウ浚渫工

1. バックホウ浚渫

バックホウ浚渫の施工については、第4編4-5-3-2、1. ポンプ浚渫、グラブ浚渫工、硬土盤浚渫工、岩盤浚渫工、バックホウ浚渫の規定による。

2. 土運船運搬

土運船運搬の施工については、第4編4-5-3-2、2. 排砂管設備、土運船運搬の規定による。

第4節 土 捨 工

土捨工の施工については、第4編第5章第4節土捨工の規定による。

第5節 埋 立 工

13-1-5-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、埋立工として余水吐工、固化工、埋立工、排砂管設備工、土運船運搬工、揚土埋立工、埋立土工その他これらに類する工種に定める。

2. 砂塵及び悪臭の防止

受注者は、施工区域及び運搬路で砂塵及び悪臭の防止に努めるものとする。なお、**設計図書**に防止処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。

3. 裏埋と埋立の同時施工

受注者は、裏埋と埋立を同時に施工する場合、裏埋区域に軟弱な泥土が流入、堆積しないようにしなければならない。

13-1-5-2 余水吐工

1. 余 水 吐

(1) 余水吐の位置及び構造は、**設計図書**の定めによる。

(2) 受注者は、余水吐きの機能が低下することのないよう維持管理しなければならない。

13-1-5-3 固 化 工

固化工の施工については第4編4-5-3-8 固化工の規定による。

13-1-5-4 埋 立 工

1. ポンプ土取

(1) ポンプ土取の施工については、第4編4-5-3-2、1. ポンプ浚渫、グラブ浚渫工、硬土盤浚渫工、岩盤浚渫工、バックホウ浚渫工の規定による。

(2) 受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

2. グラブ土取

(1) グラブ土取の施工については、第4編4-5-3-2、1. ポンプ浚渫、グラブ浚渫工、硬土盤浚渫工、岩盤浚渫工、バックホウ浚渫工の規定による。

(2) 受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

3. ガット土取

(1) ガット土取の施工については、第4編4-5-3-2、1. ポンプ浚渫、グラブ浚渫工、硬土盤浚渫工、岩盤浚渫工、バックホウ浚渫工の規定による。

(2) 受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

13-1-5-5 排砂管整備工

排砂管整備工の施工については、第4編4-5-3-3 排砂管整備工の規定による。

13-1-5-6 土運船運搬工

土運船運搬工の施工については、第4編4-5-3-4 土運船運搬工の規定による。

13-1-5-7 揚土埋立工

1. バージンアンローダ揚土

バージンアンローダ揚土の施工については、第4編4-5-3-2、3. バージンアンローダ揚土の規定による。

2. 空気圧送揚土

空気圧送揚土の施工については、第4編4-5-3-2、3. 空気圧送揚土の規定による。

3. リクレーマ揚土

リクレーマ揚土の施工については、第4編4-5-3-2、3. リクレーマ揚土の規定による。

4. バックホウ揚土

バックホウ揚土の施工については、第4編4-5-3-2、4. バックホウ揚土の規定による。

13-1-5-8 埋立土工

1. 土砂掘削

土砂掘削の施工については、第4編4-5-3-2、11. 土砂掘削の規定による。

2. 土砂盛土

土砂盛土の施工については、第4編4-5-3-2、12. 土砂盛土の規定による。

第2章 防波堤、防砂堤、導流堤

第1節 適 用

1. 適用工種

本章は、港湾・漁港漁場関係工事（防波堤、防砂堤、導流堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、消波工、維持補修工、構造物撤去工、雑工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成19年7月)

国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

(~~国土交通省港湾局~~平成29年43月)

(公社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 (2015年版)

島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第5章第5節海上地盤改良工の規定による。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第5章第6節基礎工の規定による。

第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第4編第5章第7節本体工（ケーソン式）の規定による。

第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第4編第5章第8節本体工（ブロック式）の規定による。

第7節 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第4編第5章第9節本体工（場所打式）の規定による。

第8節 本体工（捨石・捨ブロック式）

本体工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第4編第5章第10節本体工（捨石・捨ブロック式）の規定による。

第9節 本体工（鋼矢板式）

本体工（鋼矢板式）の施工については、第4編第5章第11節本体工（鋼矢板式）の規定による。

第10節 本体工（コンクリート矢板式）

本体工（コンクリート矢板式）の施工については、第4編第5章第12節本体工（コンクリ

ート矢板式)の規定による。

第11節 本體工（鋼杭式）

本體工（鋼杭式）の施工については、第4編第5章第13節本體工（鋼杭式）の規定による。

第12節 本體工（コンクリート杭式）

本體工（コンクリート杭式）の施工については、第4編第5章第14節本體工（コンクリート杭式）の規定による。

第13節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第4編第5章第15節被覆・根固工の規定による。

第14節 上部工

上部工の施工については、第4編第5章第16節上部工の規定による。

第15節 消波工

消波工の施工については、第4編第5章第18節消波工の規定による。

第16節 維持補修工

維持補修工の施工については、第4編第5章第23節維持補修工の規定による。

第17節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第4編第5章第26節構造物撤去工の規定による。

第18節 雑工

雑工の施工については、第4編第5章第28節雑工の規定による。

第3章 防 潮 堤

第1節 適 用

1. 適用工種

本章は、港湾・漁港漁場関係工事（防潮堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、被覆・根固工、上部工、消波工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 （平成19年7月）

国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

~~（国土交通省港湾局）~~平成29年43月

（公社）全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 （2015年版）

島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第5章第5節海上地盤改良工の規定による。

第4節 基 礎 工

基礎工の施工については、第4編第5章第6節基礎工の規定による。

第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第4編第5章第7節本体工（ケーソン式）の規定による。

第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第4編第5章第8節本体工（ブロック式）の規定による。

第7節 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第4編第5章第9節本体工（場所打式）の規定による。

第8節 本体工（鋼矢板式）

本体工（鋼矢板式）の施工については、第4編第5章第11節本体工（鋼矢板式）の規定による。

第9節 本体工（コンクリート矢板式）

本体工（コンクリート矢板式）の施工については、第4編第5章第12節本体工（コンクリート矢板式）の規定による。

第10節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第4編第5章第15節被覆・根固工の規定による。

第11節 上 部 工

上部工の施工については、第4編第5章第16節上部工の規定による。

第12節 消 波 工

消波工の施工については、第4編第5章第18節消波工の規定による。

第13節 陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第4編第5章第20節陸上地盤改良工の規定による。

第14節 土 工

土工の施工については、第4編第5章第21節土工の規定による。

第15節 舗 装 工

舗装工の施工については、第4編第5章第22節舗装工の規定による。

第16節 維持補修工

維持補修工の施工については、第4編第5章第23節維持補修工の規定による。

第17節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第4編第5章第26節構造物撤去工の規定による。

第18節 仮 設 工

仮設工の施工については、第4編第5章第27節仮設工の規定による。

第19節 雑 工

雑工の施工については第4編第5章第28節雑工の規定による。

第4章 護岸、岸壁、物揚場

第1節 適 用

1. 適用工種

本章は、港湾・漁港漁場関係工事（護岸、岸壁、物揚場）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、付属工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成19年7月)

国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

(国土交通省港湾局—平成29年43月)

(公社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 (2015年版)

島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第5章第5節海上地盤改良工の規定による。

第4節 基 礎 工

基礎工の施工については、第4編第5章第6節基礎工の規定による。

第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第4編第5章第7節本体工（ケーソン式）の規定による。

第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第4編第5章第8節本体工（ブロック式）の規定による。

第7節 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第4編第5章第9節本体工（場所打式）の規定による。

第8節 本体工（捨石・捨ブロック式）

本体工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第4編第5章第10節本体工（捨石・捨ブロック式）の規定による。

第9節 本体工（鋼矢板式）

本体工（鋼矢板式）の施工については、第4編第5章第11節本体工（鋼矢板式）の規定による。

第10節 本体工（コンクリート矢板式）

本体工（コンクリート矢板式）の施工については、第4編第5章第12節本体工（コンクリート矢板式）の規定による。

第11節 本体工（鋼杭式）

本体工（鋼杭式）の施工については、第4編第5章第13節本体工（鋼杭式）の規定による。

第12節 本体工（コンクリート杭式）

本体工（コンクリート杭式）の施工については、第4編第5章第14節本体工（コンクリート杭式）の規定による。

第13節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第4編第5章第15節被覆・根固工の規定による。

第14節 上部工

上部工の施工については、第4編第5章第16節上部工の規定による。

第15節 付属工

付属工の施工については、第4編第5章第17節付属工の規定による。

第16節 消波工

消波工の施工については、第4編第5章第18節消波工の規定による。

第17節 裏込・裏埋工

裏込・裏埋工の施工については、第4編第5章第19節裏込・裏埋工の規定による。

第18節 陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第4編第5章第20節陸上地盤改良工の規定による。

第19節 土工

土工の施工については、第4編第5章第21節土工の規定による。

第20節 舗装工

舗装工の施工については、第4編第5章第22節舗装工の規定による。

第21節 維持補修工

維持補修工の施工については、第4編第5章第23節維持補修工の規定による。

第22節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第4編第5章第26節構造物撤去工の規定による。

第23節 仮設工

仮設工の施工については、第4編第5章第27節仮設工の規定による。

第24節 雑工

雑工の施工については第4編第5章第28節雑工の規定による。

第5章 棧橋、係船杭

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、港湾・港漁場関係工事（棧橋、係船杭）における海上地盤改良工、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、上部工、付属工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、雑工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成19年7月)

国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

(~~国土交通省港湾局~~平成29年43月)

(公社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 (2015年版)

島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第5章第5節海上地盤改良工の規定による。

第4節 本体工（鋼杭式）

本体工（鋼杭式）の施工については、第4編第5章第13節本体工（鋼杭式）の規定による。

第5節 本体工（コンクリート杭式）

本体工（コンクリート杭式）の施工については、第4編第5章第14節本体工（コンクリート杭式）の規定による。

第6節 上部工

上部工の施工については、第4編第5章第16節上部工の規定による。

第7節 付属工

付属工の施工については、第4編第5章第17節付属工の規定による。

第8節 舗装工

舗装工の施工については、第4編第5章第22節舗装工の規定による。

第9節 維持補修工

維持補修工の施工については、第4編第5章第23節維持補修工の規定による。

第10節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第4編第5章第26節構造物撤去工の規定による。

第11節 雑工

雑工の施工については第4編第5章第28節雑工の規定による。

第6章 船揚場

第1節 適 用

1. 適用工種

本章は、漁港漁場関係工事（船揚場）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、被覆・根固工、付属工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定（1）

土工は、第1編第2章第5節港湾・漁港土工の規定による。

舗装工は、第10編第2章舗装の規定による。

3. 適用規定（2）

本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

（公社）全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 （2015年版）
島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第4章第5節海上地盤改良工の規定による。

第4節 基 礎 工

基礎工の施工については、第4編第4章第6節基礎工の規定による。

第5節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第4編第4章第8節本体工（ブロック式）の規定による。

第6節 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第4編第4章第9節本体工（場所打式）の規定による。

第7節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第4編第4章第15節被覆・根固工の規定による。

第8節 付 属 工

付属工の施工については、第4編第4章第17節付属工の規定による。

第9節 裏込・裏埋工

裏込・裏埋工の施工については、第4編第4章第19節裏込・裏埋工の規定による。

第10節 陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第4編第4章第20節陸上地盤改良工の規定による。

第11節 維持補修工

維持補修工の施工については、第4編第4章第21節維持補修工の規定による。

第12節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第4編第4章第24節構造物撤去工の規定による。

第13節 仮設工

仮設工の施工については、第4編第4章第25節仮設工の規定による。

第14節 雑工

雑工の施工については第4編第4章第26節雑工の規定による。

第7章 臨港道路、駐車場

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、港湾・漁港漁場関係工事（臨港道路、駐車場）における土工、道路舗装工、緑地工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成19年7月)

国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

(~~国土交通省港湾局~~平成29年43月)

(公社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 (2015年版)

島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書

第3節 土工

土工の施工については、第4編第5章第21節土工の規定による。

第4節 道路舗装工

13-7-4-1 一般事項

本節は、道路舗装工として路床工、コンクリート舗装工、アスファルト舗装工、道路付属工その他これらに類する工種について定める。

13-7-4-2 路床工

路床工の施工については、第4編4-5-3-18路床工の規定による。

13-7-4-3 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、第4編4-5-3-19コンクリート舗装工の規定による。

13-7-4-4 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第4編4-5-3-20アスファルト舗装工の規定による。

13-7-4-5 道路付属工

1. 縁石

(1) 縁石は、清掃した基礎上に安定よく、とおり、高さ及び平坦性を確保し据え付け、目地モルタルを充填しなければならない。

(2) 目地間隙は、1.0 cm以下としなければならない。

(3) アスカーブの施工については、第1編1-5-3-20アスファルト舗装工の規定による。

2. 側溝工

(1) 側溝の設置については、**設計図書**の定める勾配で下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで様な勾配になるように施工しなければならない。

(2) 側溝の取付部は、特に指定しない限り、モルタル等を用いて漏水が生じないように施工しなければならない。

(1) 管渠の設置については、**設計図書**の定める勾配で下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで様な勾配になるように施工しなければならない。

(2) 管渠のコンクリート製品の接合部は、特に指定しない限り、モルタル等を用いて漏水

が生じないように施工しなければならない。

4. 集水枡工

- (1) 集水枡の施工にあたっては、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
- (2) 集水枡と管渠等との接合部は、特に指定しない限り、モルタル等を用いて漏水が生じないように施工しなければならない。

5. 区画線及び道路表示

- (1) 区画線の施工に先立ち路面の水分、泥、砂塵、ほこり等を除去し、均一に塗装しなければならない。
- (2) 区画線の消去については、表示材（塗装）のみの除去を行い、路面への影響を最小限にとどめなければならない。また、消去により発生する塗料粉じんの飛散を防止する適正な処理を行わなければならない。

6. 道路標識

- (1) 設置位置は、**設計図書**の定めによる。
- (2) 建込みは、標識板の向き、角度、標識板の支柱のとおり、傾斜および支柱上のキャップの有無に注意し施工しなければならない。

7. 防護柵

- (1) 支柱の施工にあたっては、土中に防護柵を設置する場合、堅固に建て込まなければならない。また設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合は、支柱が沈下しないよう穴の底部を締め固めておかなければならない。
- (2) 支柱の施工にあたっては、橋梁、擁壁、函きょ等のコンクリート中に設置する場合、構造物のコンクリート打設前に型枠等を使用し、**設計図書**に定める位置に箱抜き等を行わなければならない。
- (3) 防護柵基礎の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
- (4) 防護柵基礎の施工にあたっては、支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。

第5節 緑地工

13-7-5-1 一般事項

本節は、緑地工として植生工その他これらに類する工種について定める。

13-7-5-2 植生工

植生工の施工については、第4編4-5-3-21節植生工の規定による。